普通預金(無利息型を含む)規定、貯蓄預金規定、総合口座取引規定 普通預金・総合口座・貯蓄預金共通規定

下線部を追加いたします。

## (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、 提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から 正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等 の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) <u>最終取引日から1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にも</u> とづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間その 他の必要な事項を当金庫所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が 当金庫に届け出た在留期間が経過した場合には、入金、払戻し等の本規定にもと づく取引の一部を制限する場合があります。
  - (5) 前四項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法定等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。